

無料相談

■市民総合相談課（市役所本庁舎2階）【予約不要】

《暮らし110番相談 28番窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）

とき：平日8:30～17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-4894

《消費生活センター 29番窓口》

内容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員対応）

とき：平日8:30～17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-3863

※土日祝日（年末年始以外）は消費者ホットライン
☎ 188（局番なし）をご利用ください。

下記相談の問い合わせは市民総合相談課（本庁舎2階）

☎ 0857-30-8181 ☎ 0857-20-3919 まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回

内容：法律全般（弁護士対応）

とき：11/2（火）・9（火）・16（火）・30（火）
13:00～15:30（定員各5人・1人30分以内）

ところ：本庁舎2階 28番窓口

予約：10/25（月）8:30～
（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）

とき：11/10（水）13:00～15:30（定員5人）

ところ：本庁舎2階 28番窓口

予約：11/2（火）17:15まで
（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）

とき：11/18（木）13:00～15:45（定員3人）

ところ：本庁舎2階 28番窓口

予約：11/11（木）17:15まで
（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会

弁護士などの専門家による無料相談会

とき：11月17日（水）13:30～15:00 ※要予約

ところ：県庁議会棟第13・14会議室（東町一丁目）
☎ 県消費生活センター（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

人権・生活相談

とき：10月19・26日（火）15:00～17:00

ところ：人権交流プラザ（幸町151）

内容：人権に関すること、生活上の悩みなど

定員：各回2人（カウンセラー対応）

☎ 中央人権福祉センター

☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

※相談日以外でも、平日8:30～17:15は人権福祉員が対応しています。

行政への困りごと相談

内容：国などの仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）

とき：10月13日（水）・19日（火）・26日（火）
11月4日（木）13:30～15:00

ところ：10月13日＝輝なんせ鳥取
10月19日＝さざんか会館
10月26日＝トスク本店インフォメーションルーム
11月4日＝麒麟 Square 情報スペース

※翌月7日までの情報を掲載しています。

☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

特設人権相談

とき：10月14日（木）13:00～16:00

ところ：さざんか会館（富安二丁目）

内容：人権問題全般（人権擁護委員対応）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

行政書士相談

行政書士会無料相談（行政書士制度広報月間）

■10月9日（土）10:00～15:00
中央図書館2階多目的ホール ※要予約（1人30分程度）

■11月7日（日）10:30～14:30
用瀬図書館3階おはなしの部屋 ※当日受付、先着順

内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、契約など

外国人無料相談会

とき：10月13日（水）10:00～12:00 ※要予約

ところ：鳥取県立図書館2階

内容：在留資格、仕事、国際結婚、その他

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

調停なんでも相談会

とき：10月27日（水）10:00～15:00 ※予約不要

ところ：とりぎん文化会館第5・6会議室

内容：お金や土地・建物のトラブル、夫婦間の問題や遺産分割などの家庭内のもめごとなど

☎ 鳥取地方・家庭裁判所総務課 ☎ 0857-22-2171

合同行政相談所

（10月18日（月）～24日（日）は行政相談週間）

とき：10月18日（月）13:00～16:00

ところ：とりぎん文化会館

内容：登記、年金、税金、相続、法律トラブルなど
参加機関：法務局、年金事務所、鳥取市、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、行政相談委員、鳥取行政監視行政相談センター

※要電話申込み：10月6日（水）～13日（水）

☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

日曜労働相談会

とき：10月31日（日）10:00～15:00

ところ：県民ふれあい会館 ※秘密厳守

内容：解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、有給休暇、パワーハラスメントなど労働問題全般に関する相談会（弁護士、社労士などが対応）
※要電話申込み（10月27日（水）17:15まで）

☎ 労使ネットとっとり（県労働委員会）

☎ 0120-77-6010

鳥取県最低賃金が改正されます

☎ 鳥取労働局労働基準部賃金室

☎ 0857-29-1705

鳥取県最低賃金	発効年月日
時間額 821円	令和3年10月6日

※鳥取県最低賃金は、業種や規模および常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

※詳しくは問合せ先か最寄りの労働基準監督署まで

No.103 ガード博士とメール助手の消費者トラブル講座

☎ 本庁舎鳥取市消費生活センター
0857-20-3863

注文しないのに、代金を請求される!?

知人からの贈り物だと思って開封した荷物の中に、請求書が入っていた。注文した覚えはないと業者に苦情を伝えると、開封した以上は代金を支払ってもらおう、と言われた。どうしたらよいか。

アドバイザー

今年の7月6日から、特定商取引法の売買契約に基づかないで送付された商品に関する規定、いわゆる送り付け商法への対応ルールが変わりました。一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。つまり、すぐに開封しても構いません。また、それを理由に業者から代金を請求されても、応じる必要はありません。あなたが注文していないことがはっきりしていれば、代金を支払う必要はないのです。ちなみに、不審な荷物だと思ったら、実は家族がプレゼントとして注文したものだというケースや、以前に注文したお試し定期購入のトラブル（9月号参照）だったというケースも見受けられます。不審な荷物が届いたら、まずは早めに開封して中身を確認し、不審な点があれば、消費生活センターに相談してください。

※改正特定商取引法第59条および第59条の2

ガード博士からのポイント!

「注文した覚えの無い代引き配達」は「配送業者」に相談じゃ。

ガード博士

メール助手

毒キノコ食中毒に注意!

☎ 駅南庁舎生活安全課

☎ 0857-30-8552 ☎ 0857-20-3962

毒キノコを原因とした食中毒の約9割が秋（9月から11月まで）に発生しています。主な症状は嘔吐、下痢などで、食後30分から3時間程度で発症します。

予防のポイントは、確実に鑑定された食用のキノコ以外は安易に「採らない」「食べない」「人にあげない」ことです。外見で見分けることは大変困難ですし、毒キノコの毒は加熱や塩漬でも消えません。

万が一キノコを食べて体調が悪くなったなら、医療機関を受診してください。キノコが残っている場合は、医療機関に持参してください。



TOTTORI UNIVERSITY OF ENVIRONMENTAL STUDIES 公立鳥取環境大学情報

http://www.kankyo-u.ac.jp/

開学20周年記念式典(オンライン配信)

☎ 公立鳥取環境大学総務課

☎ 0857-38-6700 ☎ 0857-32-6717

☎ soumu@kankyo-u.ac.jp

記念式典、記念講演をオンライン配信します。

とき 10月30日（土）10:00～11:50

記念講演 講師：國部克彦さん（神戸大学大学院経営学研究科教授）

参加料 視聴無料 ※事前申込み不要

配信 本学ホームページをご覧ください。